

令和 7 年度

宇仁小学校いじめ防止基本方針



加西市立宇仁小学校

平成 26 年作成

平成 29 年 4 月改訂

令和 2 年 10 月 20 日改訂

令和 4 年 4 月 1 日改訂

令和 7 年 4 月 1 日改訂

加西市立宇仁小学校いじめ防止基本方針

加西市立宇仁小学校

1. 学校の方針

学校目標を「夢や目標をもち、自ら学び、たくましく自立する子の育成」と定め、自らが主体的に判断し行動できる児童の育成を目指している。児童、教職員、保護者、地域住民から「行きたい・行かせたい・行ってみたい」と声が上がるような、「生き生きと学ぶ子どもの姿がある学校」「かけがえのない命を大切にし、お互いが認め合い高め合う学校」づくりのため、日々邁進していく。

第一に、全校生が安心して学校生活を送り、有意義で充実した活動に取り組むことができるよう、児童一人一人の人権を尊重する意識を高めていく。いじめに関しては、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は、適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2. 基本的な考え方

本校は加西市の北東部の山あい位置し、学級数7（特別支援学級1）、児童数48名の小規模校である。児童数が少ないので、一人一人に目が行き届きやすい。また、三世帯同居の家庭が多く、穏和で素直な児童が多い。

現在、特に大きな問題行動をかかえる児童や不登校児童はいない。しかし、クラス替えがなく学級の人数が少ないので、固定的な見方にとらわれ、人間関係に悩む児童も見受けられる。ストレスを抱え、友達の中で自分をどのように発揮してよいか分からず、自尊感情が低くなっている児童もある。

一人一人が主人公、誰もが主役としてがんばる場を提供しながら、自尊感情の醸成とより良い人間関係の構築を目指した教育活動を工夫する。いじめに関しては、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むとともに、「いじめを許さない学校づくり」を推進するため、以下の指導体制を構築し、包括的に推進する。

3. いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

（1）日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙1 校内指導体制及び関係
機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さないために、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙２ チェックリスト

（２）未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙３ 年間指導計画

（３）いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙４ 組織的対応

４ 重大事態への対応

（１）重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける児童の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、事案により校長が判断する。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

（２）重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、加西市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家である民生児童委員、人権擁護委員等を加えた

組織で調査し、事態の解決に当たる。

なお、事案によっては、加西市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

5. その他の事項

誰からも信頼される学校を目指している本校は、「開かれた学校」となるよう情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議委員会やPTA総会をはじめ、教育相談や家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等を実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかどうかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、児童の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

（１）教職員の服務規律の確保に向けた研修の日常的実施

コンプライアンス研修やハラスメント対策基本指針に基づく啓発・指導を日常的に実施し、通報・相談窓口の充実も図る。風通しの良い職場づくりやチーム学校としての取組など、不祥事を起こさない職場環境づくりを推進する。

（２）新型コロナウイルス感染症等の感染症に関連した人権への配慮

新型コロナウイルス感染症等に感染した児童又は新型コロナウイルス等の影響により欠席している児童等については、当該児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、当該児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。その他、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。